

令和元年度 第1回 教育委員会議事録

1 開催日及び場所

令和元年5月7日(火) 午後1時30分から午後2時15分
山県市役所 3階 305会議室

2 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議事

報第1号 山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正
する要綱の専決処分の報告について

議第1号 令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

日程第5 その他

3 出席者

教育長 服部 和也

教育長職務代理者 川田 八重子

委員 大野 良輔

委員 千葉 純

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 土井 義弘

中央公民館長 山田 智丈

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

4 会議次第

(午後1時30分開会)

川田職務代理者 ただいまより、令和元年度第1回教育委員会を開催いたします。

日程第1、前回議事録の承認について。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) 日程第1、前回の議事録の承認について。

委員の皆様には、前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。

資料ナンバー1をご覧ください。

平成30年度、第10回教育委員会を平成31年3月25日、月曜日、午後1時30分から午後2時50分まで、山県市役所3階、301会議室において開催いたしました。

出席者は、教育委員4名、事務局5名で、欠席者は、伊藤教育長でした。

会議は、第8回及び第9回の議事録の承認、議事録署名者が指名され、教育長の報告として教育長の代理の学校教育課長から、新しい教育長の議会での任命同意がなされ、4月1日から服部和也氏が教育長に就任されることの報告がありました。

議事としまして、平成31年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免についてなど7議案を審議のうえ決定いたしました。

以上でございます。

川田職務代理者 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

ご質問が無いようですので、前回議事録の承認について、承認します。

川田職務代理者 続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、千葉委員を指名します。

千葉委員 はい。

川田職務代理者 続きまして、日程第3、教育長の報告について、服部教育長に報告を求めます。

教育長 それではまず1点目として、4月から学校も始まりましたが、今日までのところ、特にここでご報告するような大きな事案はございません。本日10連休も明けまして、子供たちの出席状況の報告も受けておりますが、

特に問題もございません。ただ、この連休明けくらいから子供たちの生活が不安定な状況を示すとういことがありますし、人間関係も複雑になってきますので、しっかりと子供の状況を見ながら、早めの対応をしていきたいと思えます。

2点目としまして、新聞報道もありましたが、このほど市商工会が中心となって市内企業の「企業名鑑」を作成され、中学校にも寄贈いただきました。子供たちは将来、働いて地域に貢献していく訳ですから、その入口のところで地元にもどのような企業があるかを知ることは大事なことです。私がそれ以上に大切だと思っていることは、そこで汗を流している人がいるということを知ることだと思っています。企業名鑑をご覧いただくと企業紹介のほかに「先輩の声」というものがあり、どのような思いで働いているのかが載っております。義務教育段階の子供たちには、大変よい教育素材を提供いただいたと思っています。

3点目は、私としましてこれまでの山県市教育委員会の歩みをベースとしながら、新たな方向性を打ち出したいということで、お手元に1枚ものの資料をお配りしました。既に各校長先生にはお話しさせていただいておりますが、具体化は今後校長先生方と一緒に考えて行きたいと思っておりますが、方向性として5つを考えております。1つ目は、就任の時にもお話しさせていただきましたが、大前提として「ぬくもりのある教育」が展開されなければいけないということです。この時期から教室に入れなくなる子が出てきますが、学校の中に居場所がある、それが教室であれば一番よいのですが、もしそうでなくても、学校の中に居場所があるという学校経営をしてくださいというのが1つ目です。2つ目のパートナーシップによる学校改革というのは、今学校はいろいろな方の力、人材を投入しなければ運営できない状況になってきております。まず各校長先生にお願いしたのは、小学校と中学校でパートナーシップを組んでくださいということです。その上で地域にあるいろいろな資源とパートナーシップを結んで、学校教育を進めて行ってくださいとお願いしました。3つ目は、AI時代の人材育成への授業改善ということです。この先、先生が先生として生き残るには、よい授業を行うことしかありません。子供たちにどんな力をつけていくかということをしかりと持った授業を行うことが一番必要であっ

て、これまでと明らかに違うという感覚を持たないと時代から遅れていきます。AIの時代に入って、今までの私たちが経験してきた教育とは違う教育が展開されます。今までの自分が持っている教材だけで授業を行っても追いついていかない時代に入っていると考えます。これから子供たちが出て行く社会は、今までの社会とは違う社会です。どのような力をつけなければいけないかというものをしっかりと見極めた授業を行いましょうということです。学習指導要領には、「アクティブラーニング」という学習方法が出てきますが、そのような授業をしっかりと取り込んでいくということです。4つ目に、プロフェッショナル人材としての自己啓発とありますが、プロフェッショナル人材とは教員です。今学校はいろいろな力を借りようとして、〇〇先生という方を取り込んで授業を行っていますが、教員はプロフェッショナルとして子供を教えていく訳ですから、そのための研修、自己啓発を行ってくださいということです。教員の力で子供の能力が開花していくというのは明らかですので、自己啓発を進めてくださいということです。5つ目は、今まさに日本全国で働き方改革を行っているところですが、山縣市としては、「ワーク・ライフ・チョイス」を目指したいということです。つまり仕事の時間だけを減らして生産性を上げようということではなくて、自分のライフを教員としてどのように生きていくのかを考え、自身が選んでいくというシステムを作っていかなければなりません。例えば、水曜日は早く帰りましょうとして長時間労働を減らすために取り組んでいますが、ではその時間を何に活かすかということが裏側にある訳ですので、そこを見据えて働き方改革を行っていきましょうということです。以上の大きな5つの視点を校長先生方に投げかけました。これを具体化していくのが私の1期目の仕事であろうと考えておりますので、教育委員の皆様からは、これらのことについてどう深めたらよいか、また、これらのこと以外にも、ご指導いただきたいと思っておりますので、今回報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

川田職務代理者 教育長の報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

ご質問等ありませんか。それでは、ご質問等が無いようですので、次まいります。

日程第4、議事、報第1号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の専決処分の報告についてを議題とします。

内容について事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

報第1号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の専決処分の報告について。

山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、平成31年4月18日下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和元年5月7日提出、山県市教育委員会、教育長、服部和也。

専決第1号、専決処分書、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり定めることを山県市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により専決処分する。

平成31年4月18日、山県市教育委員会、教育長、服部和也。

山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の様式第8号に平成の表記があり、改元に伴って削除する改正を行う必要がありましたが、改元の期日が迫っていたため、教育長の専決処分により改正を行いましたので、今回報告し、承認を求めるものであります。以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 別の箇所ですが、様式の中に山県市教育委員会教育長とありますが、教育長の氏名は入れないのですか。

学校教育課長 教育長の氏名は入れません。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

報第1号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の専決処分の報告について、承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川田職務代理者 異議なしと認めまして、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の専決処分の報告について、承認します。

続きまして、議第1号、令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー3をご覧ください。

議第1号、令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について。

令和2年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択にあたって、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置することについて議決を求める。

令和元年5月7日提出、山県市教育委員会、教育長、服部和也。

教科用図書、いわゆる教科書の採択にあたっては、岐阜地区では岐阜市を除き山県市を含む7つの市町の教育委員会で組織される岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置する必要があり、その協議会の設置につきまして各市町教育委員会の議決が必要となりますので、山県市教育委員会の議決を求めるものであります。以上でございます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 資料にあります議決書の様式ですが、表記が平成31年度となっておりますが、当然変更するということによろしいか。

事務局（恩田） はい、議決書を提出するときには、平成31年度を令和元年度と変更することとなります。

千葉委員 協議会の設置は毎年度、議決する必要があるものですか。

事務局（恩田） はい、毎年度必要となります。教科書採択の手続きが完了しましたら、その年度のうちに協議会は解散いたします。

千葉委員 岐阜地区で岐阜市が外れている理由というのは何かあるのでしょうか。

学校教育課長 以前は岐阜地区で岐阜市も入っていましたが、岐阜市は中核市ということで抜けられて単独で採択協議会を設置されています。

川田職務代理者 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第1号、令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、協議会を設置することを議決することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川田職務代理者 異議なしと認めまして、令和元年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、協議会を設置することを議決します。

続きまして、日程第5、その他について、何かございますか。

事務局(恩田) それでは、事務局の方から1点、お願いいたします。

平成27年に新教育委員会制度に移行し、教育長が会議を主宰することとなりましたが、山県市教育委員会の当時の申し合わせ事項として、教育長は議案に対する説明責任があるため、会議の議事進行は、教育長職務代理者が行うこととし、現在に至っています。新制度移行の趣旨は、責任の所在の明確化、迅速な意志決定、民意をより反映させるということにありますので、この本来の意味に沿って、より機能的に議事進行を行うため、現在の議事進行を見直し、教育長が議事進行を行うことに改めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川田職務代理者 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願ひします。

大野委員 現在の進行方法で問題となるような点でもあるのですか。教育長は議案を提案する立場でありますから、提案して、自分で議事進行して、自分で議決するというのは、何か民主的でないような感じもします。現在の進行方法では問題があつて、改めなければならないということであれば改めればよいと思ひますが、教育長が議事進行を行うことに、何かメリットはあるのですか。

教育長 まず、前提として、現在の進行方法に不都合があるから改めるということではありません。ただ、教育委員会は合議制で、ここで決まったことによつて事務局が動いています。一方、最終的に誰が責任を取るのかという問題が起こつたのが、滋賀県でのいじめの問題でして、そういった中から、新教育委員会制度ができました。端的に言ひますと、責任の所在を教育長に置いたということです。教育長は事務局の常勤の特別職であるとともに、教育委員会の長として責任を負ふということです。また、合議の会議を持

つことが時間的に無理な案件があった場合には、教育長は、教育委員会の長として事務局に案件の処理を指示することもできるようになりました。もう一つは、教育委員会の委員には、いろいろな仕事や考えを持っている方になっていただき、様々な意見を聞いて教育長は判断することが重要であります。以前は学校関係者の委員の方が多く、学校の論理で決まっていたものが、逆に民間からみればこのような視点もありますというような意見をいただいて、議論をすべきであるということで新教育委員会制度ができています。そういった意味で、教育長が全ての責任を負って議事進行を行うということです。議案についてはこれまでと同様に事務局から提案されて、ここで議論して合意を形成していく訳です。

大野委員 審議を重ねて、最終的には教育長が判断するということなので、議事進行を誰がやるかは、直接関係ないと思いますが。他の市町の状況はどのようなのですか。

事務局（恩田） 全てをみている訳ではありませんが、他市町村の会議録など見てみますと、ほぼ教育長が進行されているみたいです。

大野委員 何もかも教育長が行うとなると、教育長の負担が増えるのではないかとというのが心配するところですが、ほかのところがそのような体制であれば、それに倣うということもあり得ると思います。

千葉委員 私は、教育長が議事進行されるということに、特に異議はありません。今までの議事進行方法の理由とされていた、教育長が議案に対する説明責任があるという部分で不都合がなければ、改めてもよいかと思います。ただ一般的に、会議の司会進行を長の方がするというのはあまり見たことがないという気はします。

教育長 教育長職務代理者というのは、本来は教育長が欠けたときに立てるものでして、現状はこの会議のために立てるようになっていきます。会議の進行は誰が行っても問題ないと思われませんが、新教育委員会制度ではなじまないものだと思います。他の市町村は教育長が行っていると思いますし、県も教育長が行っています。

川田職務代理者 今まではなかったですが、賛成、反対があつて、採択をしなければならなかった場合、果たして私の立場でそれができるかというのはあります。教育長であれば、それができるのではないかと思います。

